

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	東庄町地域包括支援センター
所在地	千葉県香取郡東庄町石出2692番地4
事業所指定番号	1205300013
電話番号	0478-80-3155
事業者	東庄町長 岩田利雄
管理者	島田由理
営業時間	平日 午前8時30分～午後5時15分 業務をしない日 土曜日 日曜日 祝祭日および年末年始（12/29～1/3）
サービス提供地域	東庄町

2. 事業所の職員体制等

職種	職務内容	人数
管理者	事業所の運営・総括に関すること	1名（兼務）
保健師	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務	2名
社会福祉士		1名
主任介護支援専門員		1名

3. 事業の目的及び運営の方針

介護保険法に基づき、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業を行います。
利用者やご家族の希望と利用者の状況に応じて、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供され、可能な限り自宅において自立した生活が送れるよう努めます。

4. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容及び提供方法

内容	提供方法
介護予防サービス計画作成	・利用者のお宅に訪問し、利用者や家族の話を伺い、アセスメントを行い、介護予防サービス計画を作成します。
介護予防サービス事業者等との連絡調整	・介護予防サービス事業者等とサービス担当者会議を開催し、担当者間で、利用者の共通認識をはかります。
介護予防の実施状況の把握及び介護予防サービス計画等の評価	・利用者の状況を利用者又は介護予防サービス事業者に確認し、介護予防サービス計画の実施状況を把握し、必要があれば計画の見直しを行います。 ・介護予防サービス計画の目標がどれくらい達成できたかを評価します。
給付管理	・毎月初めに、利用者の前月における介護予防サービスの利用

	実績を確認し、千葉県国民健康保険団体連合会に請求します。
介護予防サービス等に関する相談、説明	・ 随時、電話等で相談をお受けします。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるようお願いいたします。 ・ 指定居宅サービス事業者等から利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師、又は薬剤師に提供します。 ・ 訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医又は歯科医師の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当居宅サービス計画を主治医又は歯科医師に交付します。 ・ 複数の事業所の紹介を求める事が可能です。 ・ 介護予防サービス計画に位置付けた事業所等の選定理由を求める事が可能です。

5. 利用料金

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担はありません。

6. サービス内容に関する苦情相談窓口

東庄町地域包括支援センター	電話番号 0478-80-3155 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
東庄町健康福祉課介護保険係	電話番号 0478-79-0912 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
千葉県国民健康保険団体連合会	電話番号 043-254-7428 受付時間 午前9時～午後5時

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のために対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

8. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9. 衛生管理等について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

令和 年 月 日 事業者 所在地 千葉県香取郡東庄町石出 2692 番地 4
名称 東庄町地域包括支援センター
説明者 ⑩

私は契約書及び本書面により、事業者から介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについての、重要な事項の説明を受け、内容に同意いたします。

利用者 住所
氏名 ⑩

代筆者 住所
氏名 ⑩